総務財政委員会 令和２年７月 15 日
総務部　　資料２番
所管 人権・男女平等推進課

第８期大田区男女共同参画推進プランの策定について

１　目的

第７期大田区男女共同参画推進プラン（平成 28 年度～令和２年度）の計画期間の終了に伴い、新たな課題の解決に向けて推進する施策の見直しを行うため、「第８期大田区男女共同参画推進プラン」を策定します。

２　位置づけ

本プランは、以下の位置づけの計画です。

○男女共同参画社会基本法（平成 11 年６月制定）第 14 条第３項に規定する市町村男女共同参画計画にあたります。

○第７期大田区男女共同参画推進プランを継承します。

○「大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画」、「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含します。

○国の「第５次男女共同参画基本計画」、「東京都女性活躍推進計画」「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成された「東京都男女平等参画推進総合計画」との整合性を図ります。

３　計画期間

令和３年度から令和７年度の５年間とします。

４　策定スケジュール

項目	令和2年							令和3年		
	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
(1)政策動向の整理･分析										
(2)第7期プランの進捗状況の総括および評価										
(3)第8期プランの課題の抽出										
(4)第8期プランにおける庁内策定事業調整										
(5)素案の策定支援										
(6)パブリックコメント等実施支援										
(7)冊子および概要版の制作･印刷･製本										